

復興基本法 成立

具体的態勢これから

与野党に隔たり 調整難航は必至

東日本大震災の被災地復興に向けた理念や態勢を定めた基本法が20日、成立し、本格復興への第一歩を踏み出した。震災発生から3カ月余り、菅直人首相の進退をめぐる与野党攻防の影響で当初想定より大幅な遅れとなり、具体的な態勢づくりはこれからだ。与野党の立場には依然隔りがあり、復興が順調軌道に乗るかは見通せない。(一面に関連記事)

1995年1月の阪神大震災では約1カ月後に基本法が成立した。今回は法案提出自体、震災発生から約2カ月後の5月13日にずれ込んだ。自民、公明両党の取り込みを図った民主党が、共同提出をもくろみ、提出に踏み切るまで時間がかかった

「災者置き去り」のそしりは免れない。成立の遅れは態勢整備の停滞につながり、復興への影響は必至。政府は今後の作業加速を迫られる。最初の関門は復興対策担当相人事だ。復興態勢強化のため閣僚を3人増やす内閣法・内閣府設置法改正案は成立が見込めず、一部閣僚の担務替えは必須。求心力を失った菅首相に党内外を納得させられる人事を断行できるか不透明だ。自公両党の要求を入れた復興庁も火種となる。強い権限を持たせるため復興庁設置法案の早期成立が必要で、首相は「年

内に成案を得て速やかに国会に提出する」と答弁。しかし権限を奪われる関係省庁の抵抗が想定され、来年3月の震災発生1年に間に合わないとの見方も根強い。復興債に関し、基本法は「償還の道筋を明らかにする」と定めた。償還財源には被災者や被災企業の負担を軽減しやすいとして所得税や法人税の増税案が検討されている。ただ消費増税案も残っており、菅首相が退陣した場合、後継争いの焦点となるだけに調整は容易ではなさそうだ。規制緩和や税制特例措置を認める復興特区も、大胆な優遇策には財務当局が難色を示す一方、野党は「被災地が使いやすい柔軟な制度にすべきだ」と主張。基本法が定

復興基本法のポイント

- 単なる復旧にとどまらず21世紀半ばの日本のあるべき姿を目指す
- 復興関連以外の予算は徹底的に見直し、財源確保のための復興債発行、他の公債と区分管理して償還の道筋を明らかにする
- 復興特区制度を活用し、地域の創意工夫を生かす
- 内閣に復興対策本部を置く。本部長は首相、副本部長は官房長官、復興対策本部を設置
- 復興策の企画立案、総合調整、実施を担う復興庁をできるだけ早期に設置し、復興対策本部は廃止

めた「復興資金の流れの透明化」でも自民党は復興に特化した特別会計新設を求め、特別会計の統廃合を進める民主党方針と対立。政府は新たな宿題を背負った格好だ。